

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

野辺地町の令和3年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況については次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 1.5 億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 24.1 億円

(単位:千円)

事業名		令和3年度 当初予算額 (経費)	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	町 債	その他	地方消費税 交付金 (社会保障 財源化分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業	53,882	3,599	0	2,645	5,060	42,578
	障害者福祉事業	508,646	360,147	0	542	15,718	132,239
	児童福祉事業	598,210	416,982	6,400	21,493	16,968	142,767
	母子福祉事業	54,928	18,814	11,400	1,568	3,670	30,876
	小 計	1,215,666	799,542	17,800	26,248	41,416	348,460
社会保険	国民健康保険事業	177,889	82,961	0	0	10,084	84,844
	後期高齢者医療事業	217,008	39,030	0	0	18,906	159,072
	介護保険事業	298,474	21,615	0	0	29,410	247,449
	小 計	693,371	143,606	0	0	58,400	491,365
保健衛生	疾病予防対策事業	72,311	5,038	0	1,545	6,982	58,746
	病院事業	425,516	0	0	0	45,202	380,314
	小 計	497,827	5,038	0	1,545	52,184	439,060
合 計		2,406,864	948,186	17,800	27,793	152,000	1,278,885